

## 「専門実践教育訓練給付金」のご案内

平成 29 年 1 月 30 日付で、神戸リハビリテーション福祉専門学校の介護福祉科が厚生労働大臣指定の「専門実践教育訓練給付金」対象講座になりました。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった者(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給するという制度です。

※平成 30 年 1 月より、専門学校実践教育訓練給付金の支給対象者、支給率、上限額が変更されました。

### ● 支給対象者

受講開始日までに、通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

※教育訓練給付金を 2 回目以降として支給する場合は、前回受講開始日から次の受講開始日前までの間に 2 年以上(平成 26 年 10 月 1 日以前)もしくは 3 年以上(平成 26 年 10 月 1 日以降)雇用保険の被保険者期間を有している方

### ● 支給額

- ・ 専門実践教育訓練の受講中

⇒ 受講者が支払った教育訓練経費の 50%

(年間 40 万円を上限とし、最長 2 年間 / 80 万円)

- ・ 専門実践教育訓練終了後、資格を取得し、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に被保険者として雇用された場合

⇒ 受講者が支払った教育訓練経費の 20%を追加支給

(年間 16 万円を上限とし、最長 2 年間 / 32 万円)

教育訓練給付制度	対象学科	金額
専門実践教育訓練	介護福祉科 (2 年制課程)	最大 80 万円 ※資格取得後、1 年以内に被保険者として雇用された場合は合計最大 112 万円支給されます

### ● 専門実践教育訓練講座の名称・指定番号

介護福祉科 78044・171001・1

※支給要件詳細は、居住地管轄のハローワークにご相談ください。

※ハローワークでの申請は、受講開始日 1 ヶ月前までには行う必要がありますので、ご注意ください。